

公益通報調査中、元県民局長を処分

組織内不正の是正につながる内部告発は「公益通報」と呼ばれ、通報者への不利益な取り扱いが法律で禁止されている。死亡した兵庫県の元西播磨県民局長の男性は外部への告発文配布後、県の公益通報窓口に通報。県はその調査中だったにもかかわらず、男性を停職3カ月の懲戒処分とした。専門家は不適切だったとした上で「通報者保護の観点を軽視していた」とみる。

県は公益通報制度上の調査とは別に内部で調査し、告発文書は根拠がなく誹謗中傷に当たるとして処分を決めた。

公益通報前の告発は保護の対象にならないと説明してきたが、制度に詳しい淑徳大副学長の日野勝吾教授（労働法）は「判例によると、通報前の告発でも真実性や目的の正当性によっては保護対象になり得る」と指摘する。

公益通報の対象となったのが組織トップの知事だった点を踏まえると、県には「通報者保護を第一に考える姿勢」が求められたと強調。「適切な問題を是正しようとする組織風土がなく、内部通報運用上の手続きを適切に理解していないのではないか」と疑問を呈した。

専門家「通報者保護の観点軽視」

■元西播磨県民局長の文書を巡る問題の経緯

3月中旬	▶当時西播磨県民局長だった男性が、斎藤元彦知事や県幹部の言動を「違法」「パワハラ」とする7項目の疑惑を記した文書を報道機関や県議らに郵送
3月27日	▶県が県民局長を解任、3月末での退職も認めないと発表。斎藤知事は文書内容を「うそ八百」などと批判
4月4日	▶元県民局長が文書内容の一部を公益通報
4月16日	▶県は文書に書かれた疑惑に関連し、産業労働部長が県内企業から高級コーヒーマーカーなどを受け取っていた事実を常任委員会で報告
5月7日	▶県が「文書の核心的な部分が事実ではない」などとして元県民局長を停職3カ月の懲戒処分に、産業労働部長を訓告すると発表
5月21日	▶県議会が斎藤知事に第三者機関による疑惑の真偽の再調査を要請し、知事が設置を表明
6月13日	▶県議会が7項目の疑惑を調べる百条委員会を設置
6月27日	▶百条委が7月19日に元県民局長を証人尋問すると決定
7月7日	▶元県民局長が死亡
7月10日	▶県職員労働組合が斎藤知事に事実上の辞職を求める。知事は会見で「県政を立て直すことが責任」と辞職を否定
7月12日	▶片山安孝副知事が辞表を提出。斎藤知事は改めて辞職を否定

神戸新聞 2024年07月13日 土曜日 面名 朝一社 14 25ページ

左の記事を読んで下の問いに答えましょう。

1 傍線部①②が行われたのはそれぞれ何月何日ですか。

①	月	日
②	月	日

2 地方自治法100条に基づき地方議会によって設けられる調査委員会を何と言いますか。記事から抜き出しましょう。

3 公益通報者保護法には、どんな対応が定められていますか。解答欄に合わせて本文中から適切な語句を抜き出して入れましょう。

公益通報をされた場合、必要な を行い、事実があると認めるときは、法令に基づく適切な措置をとらなければならない。公益通報者

に対しては、降格、減給、退職金の不支給その他 な取扱いをしてはならない。

NIEワークシートのこたえ（2024年7月16日公開）

◆ワークシート「公益通報と兵庫県知事(社会)」
2024.7.13付 朝刊 社会 14版 解答

1 ① 4月4日 ② 5月7日

2 百条委員会

3 調査 不利益